

平成十三年四月二十日受領  
答弁第四五号

内閣衆質一五一第四五号

平成十三年四月二十日

内閣総理大臣 森 喜 朗

衆議院議長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員金田誠一君提出外務省公金横領疑惑における外務省内部調査に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の調査においては、次の三点についての回答を求めたところである。

1 松尾元外務省要人外国訪問支援室長（以下「松尾元室長」という。）がその職にあった期間（平成五年十月十日から平成十一年八月十六日まで）に、松尾元室長の費用負担で食事、ゴルフ等を共にした事実の有無及びそのような事実があった場合の具体的内容

2 1で述べた期間中又はその後、自らの行った会食等の経費の全部又は一部の支出を松尾元室長から資金の提供を受けて行った事実の有無及びそのような事実があった場合の具体的内容

3 1で述べた期間中、内閣総理大臣の外国訪問等の後に松尾元室長から土産等をもたらした事実の有無及びそのような事実があった場合の具体的内容

二及び三について

現時点において御指摘のような自ら事実関係を申告せず、又は偽りの記述を行った職員の存在を把握しておらず、仮定の御質問に対する答弁は差し控えたい。